

# 丙

部長	課長	係員	担当	起案	22・7・9
栗原	山口		志村	決裁	22・7・9
				施行	・

## 第7回秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会会議録

1 開催日時	平成22年6月30日(水) 午後2時から午後3時20分まで	
2 開催場所	秦野市広畑ふれあいプラザ2階学習室2	
3 出席者	委員	倉斗委員 佐々木委員 塩原委員 中野委員 根本委員(委員長) 藤木委員 古澤委員
	事務局	栗原企画総務部長 山口公共施設再配置計画担当課長 志村公共施設再配置計画担当主幹
	補助 スタッフ	小金井主任主事 石原課長補佐 小泉主査 小谷主査 井上主査 吉田主任主事 福井主査
4 議題	(1) Eーメンバーからの意見について(報告事項) (2) 秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】”ハコに頼らない新しい公共サービスを”(案)について	
5 配付資料	資料1 Eーメンバーからの意見③(6月25日現在受付分) 資料2 秦野市の公共施設再配置に関する方針案【委員会からの提言】”ハコに頼らない新しい公共サービスを”(案) 参考資料 スケルトン方式による学校の活用事例(倉斗委員提出資料) ” 方針決定までのスケジュール	

### 6 会議結果

【委員長】 次第にしたがって、事務局から説明を。

【事務局】 (資料1及び2の内容を説明)

参考資料については、倉斗委員から説明いただきたい。なお、この資料は、秦野市が作成したものではないことに加え、一般公開されているものではない。この委員会の資料は、ホームページ上で全て公開してきたが、この資料については、ホームページ上での公開は行わないということで扱わせていただきたいが、よろしいか。

— 一同異議なし —

【倉斗委員】 (参考資料の内容を説明)

【委員長】 それでは議論に入りたいと思う。今日は、時間は何時までになるのか。

【事務局】 16時に市長への提言書の提出があるので、15時30分にはこちらを出発して市役所に向かいたい。

【委員長】 今日は提言書案の確認と最終的な了解をいただく、ということでよろしいか。

【事務局】 そうである。

【委員長】 どこからでも良いので、何か意見はあるか。50ページから52ページく

らの複合化のところであるが、事務局でご用意いただいた 52 ページの図があるが、これだと共用部分の面積が小さくなっていないと思われるが。

【事務局】 この学校自体の共用部分を、新しい施設で共用している形になるので、大きな建物の共用部分は小さくなっていないが、複合されてくる方が、135 m<sup>2</sup>以上のものを持っていた施設を専用部分だけこちらに持ってきているというイメージである。そのため、機能は全て残るが、の中へ入った施設の共用部分は減っているというイメージである。

【A委員】 複合とは、緑色の施設の廊下、トイレ、玄関等が共用されているということになるか。

【事務局】 そうである。複合施設というものを外へ出すと、こちらに書いてある 135 m<sup>2</sup>で済むかというところではない。これに見合った共用部分が独立してそれぞれ存在している形になる。それを示した方がより分かりやすかったかもしれない。

【委員長】 51 ページの提言①に「施設面積を 3 分の 2 に削減し、機能を維持」とあるが、総面積の 3 分の 1 位を縮小しても、コアの面積が、52 ページの図でいう青や緑の部分が減らないということが直感的に分かった方が良いと思った。これは単純に 2 つを足しただけだが、実際にはもう少し複合の度合いが大きくなることをイメージしているのだが。また、実際には、普通の建物では、共用部分が 3 分の 2 位はあるのか？

【事務局】 これは 1 対 1 で作った。決して無理なプランではなく、学校としてきちんと機能するなというものが 1 対 1 で作れたので、前の仮説も無理がないということと使わせていただいた。

【委員長】 その辺の数字の直感的な合理性がすぐに納得いただけるかどうか。色々計算した結果そうだとということであるが、1 対 1 なのだから、全体の公共施設の中の半分が学校であり、学校以外が残りの半分である。それぞれに 1 共用施設がついているということである。そうすると、学校コアと学校共用が 1 対 1 で、非学校コアと非学校共用が 1 対 1 で、それではらしているが、そうすると 1 かける 4 で 4 あったものが、1 かける 3 で 3 になるということであり、4 分の 3 になる。非常に直感的にいうと、25 パーセント減位である。それが、33 パーセント減というのは、概ねそういう感じなのか、少し仮定が強すぎるのか、その辺はいかがか。

【事務局】 51 ページの提言①「3 分の 2 に削減し」の前に、「吸収される施設の共用部分を削減することにより」とあり、吸収される施設の「施設面積を 3 分の 2 に削減し」というシミュレーションの結果が 50 ページである。この施設の面積比は、全て秦野市の現状に合ったものにして概数で示しているもので、全体の 3 分の 2 にできるのではなくて、吸収される側が 3 分の 2 にできるということと書いている。

【委員長】 そういう意味になるのか。

【事務局】 今委員長がおっしゃったように、50 ページの表をみていただくと、結局 500 の施設、その他の施設のコア部分の 3 割を共用化し学校の中に移したという仮定でやれば、500 のスペースが 405 になるので大体 8 割となり、今委員長がおっ

しゃった 25 パーセント減、残り 75 パーセントというものに近い数字になる。3 分の 2 といっているのは、あくまでもその他の部分である。これが 3 分の 2 にできるであろうということである。

【委員長】 そういうことであるのか。その数字は何か意味があるか。全体の床をこの位減らすということを数値目標で見たときに。吸収される部分をどうするのか。目標として意味がある数字なのかと。全体に換算するといくらになるのか。

【事務局】 全体だと 2 割減るだろうということになる。学校の今の空きスペースを全て複合化できれば、2 割は減る。

【委員長】 それとは別に、人口減少に伴う施設の仕分けもあるが、それはいくら位になるのか。

【事務局】 人口減少に伴うものは、学校は 15 パーセント減らすということで提言書の中では捉えている。その他の施設も人口減少にあわせて 15 パーセント将来減らすということになる。

【委員長】 人口減少というのは一人当たりの面積を維持するということだし、共用部分を共用するというのも、コアの部分を維持するということだから、本来は市民にとっての満足度を下げないということである。そういうことをしても、こういう知恵を使えば 15 プラス 20 の 35 パーセント削減できるというところに意味があるので、そういう使い方をした方が良いのではないかと思う。提言の括弧の中だけの表現で済むような気がするが、工夫の余地はないか。今までの他市の公共施設マネジメント白書は大変だなで終わっていたが、秦野市に対する提言は、対策を初めて本格的に打ち出したことにもものすごく意味があると思う。住民が人口に応じて減ることを甘受することは、ある意味痛みかもしれないが、今までと同じものはキープできるわけだから、それはそれでいいでしょうという一つの対策だし、技術的な方策として共用スケルトン方式を初めて導入し、建設的な二つの知恵を入れたら 35 パーセント面積が削減できるというメッセージをもう少し強く伝えられたらと思う。それがどこかで読めるか。

【事務局】 両方のメッセージを織り込んだ結果の数字でしか今のところは表せていないが、51 ページの表、人口にあわせて減少の 197 億円というものがそうである。人口にあわせて減らして、複合効果で減らしたらここまで絞れるよと。ただ、今委員長がおっしゃったように、それを言葉でどこかに補足しているかということ、読み込まないとわからなくなっている。

【委員長】 提言の内容を変えてみたらどうか。上の表では、深い暗示は伝わらないから。大いに胸を張って言うべきことである。共用化、複合化という時に、複数の機能が同居する、完全に用途転換してしまうのはあると思うが、一部住宅であったりというのは、制度的には問題はないか。

【A委員】 用途区画による防火区画などはあるが、その他の天井高や廊下幅など建物躯体に特に影響してくるものはない。概ね学校から何かという時にはあまり影響はない。区画を新しく入れていかなければいけないということは出てくるが、致命

的な難しい問題は私がやってきた中では少ない。

【委員長】 特に今回スケルトン方式になると、全く変わるかもしれない。セキュリティーや防火という枠組みをどうやって可変にしていくのかというところをある程度の担保があった上で言っているのかどうかということである。

【補助スタッフ】 基準法の制約については、防火の関係がどうしても出てくる。その辺の設備的に、やはりある程度の計画に基づいて担保していく中で複合施設として運用するという事になっている。また、計画の上では今一番問題なのが、法律上の横の連携というか、文科省等との連携をとった中での施設運営という形になってくると思う。

【A委員】 学校から他の施設にするということで、今公共の用途で使われるものに対しては、多くのものが建てた時に使った補助金を返還しなければならないということに対して免除はされているが、先程のような、住宅等の民間施設に併用される場合は、原則国にお金を支払うことが決められている。それが償却されているような古い校舎やコミュニティーセンターに変わった施設に対してはかなり免除されている。

【委員長】 参考資料の中には住宅系に変わった施設もあったが。

【A委員】 あるが、これは減価償却されているので、補助金は返還しなくて良い施設があったのではないか。

【委員長】 高齢者居住施設もある。

【B委員】 補助金の適正化に関する法律で、10年だったか、ある程度経ったら返さなくて良いというのがあったような記憶がある。前はとにかく用途変更の時には返しなさいというのがネックになってくる。

【事務局】 今日会議で使っているこの施設を作った当時から、公共の用途に対しては比較的制限がゆるかった。この施設の場合は、用途変更の届出だけで建物の補助は、返さなくて良いが、土地の補助は返してということで、何十万という単位だったと思うが返還した。今はもっと対象などが広がって、年数制限等もゆるくなってきていると記憶している。

【委員長】 ここの施設は、学校を転用しているが、行政財産のままなのか。

【事務局】 行政財産のままである。ただ、文部科学省所管の財産ではないということで、福祉の財産であるという整理をしている。

【委員長】 何の財産であるかは何によって決めるのか。条例で決めるのか。

【事務局】 市長の専決事項としてどこが管理するのかを決めている。そして、公の施設とするなら、条例を設定するという形である。

【委員長】 民間に貸すとなると、その部分だけを普通財産に変えるのか。

【事務局】 民間が全く民の用途であれば普通財産にする。ただ、行政財産のままでも貸付ができると地方自治法が変わったが、本来の趣旨は合併市町村等の余剰の行政財産をすぐに廃止するのではなく、転用しやすくするのが改正の根底にあるような印象も受けるので、秦野市は、そういう形式はまだとっていない。ただし、やろ

うと思えば、行政財産のままでも貸付ができる。

【A委員】 参考資料にある原宿の「ケアコミュニティ原宿の丘」は公設民営である。

【委員長】 それは、学校をまるごと転用か。

【A委員】 この場合は、1階だけである。2、3階はコミュニティセンターである。

【委員長】 なるほど。それは問題点というよりは、施設と機能を分離するという地域のニーズに国が制度的に応えるべきだという提言だと思う。他はいかがか。

【B委員】 今の話の続きであるが、今回の対象の施設にもあるかもしれないが、同じ病院でも二つの病院だと施設共用ができなくて、一旦それぞれが独立した病院でなければならないというのがネックで共用化が難しいことがある。そういうものは、今回の対象施設にはないのか。

【委員長】 細かく見ればあるかもしれないが、それは制約とは考えない。

【B委員】 制約というのではなく、従来はそういうのが議論されてきた。当然考えを直していただかないといけないという話である。

【委員長】 提言書を出して終わるのはもったいないと思う。次のステップで、今後のスケジュールのところに「計画内容検討」とあるが、具体的には7月、8月、9月で3回予定されているが、どういう進め方になるか。

【事務局】 本来、この委員会を最初に設置した時に協議をしていただく内容として、再配置の方針化、もう一つは再配置計画に関する事、それとその他再配置に関する事の三つがあった。今日は方針に関する検討、協議をしていただいた結果として、方針に関する提言という形の委員会案を出していただくということである。次のステップは、方針に沿って具体性のある程度入れた計画を作っていくということで、その協議に移っていく。具体的には、優先順位を付けて費用削減のシミュレーションをしているので、そこに何を当てはめていくかという協議に移ると思う。このスケジュールは、方針の決定までの9月までを表しているが、10月あたりには、計画に対する提言をいただければと考えている。

【委員長】 市の方針はこのスケジュールでできるのか。

【事務局】 方針決定は、このスケジュールで行う。8月18日からタウンミーティングがあり、この再配置計画と同時に行革、新総合計画の三つの計画の方針案等があり、それぞれの計画で出す内容の温度差はあるが、一定の方針案を出して各地区でご意見をいただくということを8月18日から9月上旬にかけて行う予定なので、その段階で市としての方針案をお示ししてタウンミーティングを行っていかなければならない。

【委員長】 並行して方針と計画を検討していくということか。

【事務局】 そうである。次回は計画の検討であるが、方針がまだ案の段階なので、方針の確定前であっても、計画検討は委員会として行ってもらいたい。

【委員長】 計画との関係でいうと、68ページの「5 シンボル事業」は、計画案の例示として入っている。これも含めて、どの地区のどの例を出してどう共用化していくのかをスケジュールに載せていき、その手法や考え方を落としこんでいくとい

う提言になるということか。

【事務局】 個別具体的には、最初の 10 年を基本計画の第 1 期にしている。西中学校体育館、公民館はこの 5 年以内に建替え時期がくるので、それらも含めて 10 年以内に建替え時期がくるものについて、スケルトンや PPP を入れてということであれば、計画に加えるということになる。

【委員長】 方針を出しているから、当然方針に則ってやってくださいということである。この西地区の対象エリアに、共用化の対象となる公共施設は他にもあるのか。

【事務局】 24、25 ページの「地区別の公共施設の配置」であるが、25 ページに西地区の記載があるが、中学校 1 校、小学校が 3 校ある。

【委員長】 これは体育館と公民館の建替えとなっているが、校舎も含めて見るとどうか。学校は黄色だが。

【事務局】 校舎については黄色なので、築 30 年以上である。60 年で建替えと考えると、約 20~30 年後に建替えとなる。ただ、この中には昨年になるが、耐震が弱く、別の空き教室を使い補強も建替えもしなかった校舎がある。それに伴い、仮設で家庭科調理室等の付属施設を建てているということはあるので、それと合わせてということは考えられる。

【A 委員】 今耐震が弱い校舎のお話があったが、その校舎と体育館との位置関係はどうであるか。

【事務局】 逆側にある。先日上公民館で会議を行ったときに、送迎の途中で公民館の前を通過して体育館の位置を説明したが、そこは逆の国道 246 号線側に近いところにある。

【A 委員】 そうすると、今仮設で建てているものは、今度新しく建て替えていく中に入れていくのがより効率的であるか。

【事務局】 仮設というかプレハブであるが、もともと耐用年数を見込んで建てているものではない。

【A 委員】 プレハブは毎年支払いが発生しているのか。

【事務局】 リースではないと思うが。手っ取り早く工期が短く建てられる物は何かという選択肢でやったのではないか。夏休みの間だけで建てていた。

【C 委員】 前回の話だと、西中学校の体育館を建て替えて複合化する際に、例えば調理室や美術室等の特別教室は、公民館の中に一緒にという話であったと記憶しているが。そうであったか。

【事務局】 公民館の機能で十分補えるのではないかと考えている。

【C 委員】 校舎そのものというところまでは、前回なかったと思う。

【事務局】 校舎は、築 40 年と 30 年のものを使っている。

【委員長】 おそらく先まで見越して、とりあえず校舎までは手をつけないが、将来校舎を建て替えた時に、先行して建て替えている体育館と公民館が重複感のないように作っていくことが重要だと思う。一度にはどの地域でもやれないが、段階的にやろうとすると、とりあえずできることしかやれないので、結果的に二重投資、三

重投資となってきた。それは今までの繰り返しで、今回はそれをやらないとしているので。そういう意味でいくと、とりあえず、24、25 ページの赤色の施設はやろうという話であると思う。将来学校を作ったときにその中に吸収していくということになるか。

【事務局】 もう建て替え時期がきているので、その前でも良い。空き教室もあるし、公民館という形もあると思う。公民館は耐用年数が来る前に学校にくっつけるということには、なかなかならないだろうから、将来的には学校にくっつけるが、それまでの間は、公民館は存在するから、そういった部分に入れていくという選択肢があると思う。必ずしも独占的に使える機能の面積を確保していなければその機能を成り立たないか、というところではない。使い方を見ていると、例えば児童館であれば、公民館の空いている時間の枠に、色々な部屋に児童館として何々教室をやりますよというものをパズルのように当てはめていけば、十分今まで以上の活動ができるのではないかという部分もある。そのため、複合化のターゲットとして取り上げてはいない。

【委員長】 今回の提言はこれで良いと思うが、次の計画段階に入った時は、建築計画ではなく、機能の実現計画だから、既存のものを使うものかどうか、用途を指定しないで複合的に利用するものも全部入れていくわけである。西地区の現存する全ての機能について、将来にわたっていつごろまでに何に吸収していくかとか、どうしても必要なものは建て替えるということを描いていき、最初の第一手として体育館、公民館の建替えがある。そこの方向感を間違えないようにしないといけない。また、その時に将来のことを考えながら作っていくというのは十分可能であるが、そうでない場合に比べて選択肢が著しく狭まるのか。

【A委員】 選択肢というのは。

【委員長】 まっさらなところに建てるのではなくて、将来ある場所にある機能ができてそこに引き継ぐという前提条件、それがいけないというわけではないが、解き方が非常に難しくなるのか。

【A委員】 ここに挙げられている公共施設が、私がイメージしているようなものであれば、さほどとは思いますが。

【委員長】 そこを技術的に解決できるものであれば、今後検討していきたい。

【事務局】 都心部の学校とは違い、ここをご覧いただいてもわかるとおり、一つ一つの学校の土地が十分にある。限られた場所でなければできないというものはないので、そういう点では、将来を十分見越した自由な発想がとりやすいと思う。

【B委員】 時間もあまりないので、計画の段階で何を議論するかという話だが、第4章の「1 基本方針」の二つ目、一元組織の話であるが、このままでは提言で終わってしまう位置づけであると思う。また、気になるのは、「結びとして」というところの部分も、この計画だけを見ると本当に計画だけを作っていくという感じがするが、どういう考え方で事務局はいて、それに対して委員会としてどう整理していくかの考え方を教えてほしい。後で議論がしやすいので。

【委員長】 一元的組織とはどこに書いてあるのか。

【B委員】 54 ページである。2 つ目に、縦割りを打破する趣旨の提言があるが、他の委員会でも割と大事なところで、そこをどう埋め込むかが後々の計画でも大事であるが、ここですっと終わってしまうと書いてあるだけになってしまうのかなと思った。そういったところが、次の章での計画の骨子であるというのは少し整理した方が良くと思う。もちろん書いてあることではあるが。

【D委員】 組織の形で一元管理といったときに、資産だけを対象にするのか、政策を複合的に管理する場合と、今の形だと資産管理の一元化に偏ってしまうところがあり、全体のことを統合的に考えるとすると、政策側がその組織の中で対応していないか、基本的にはこの委員会で意図するようなことが出てこないかなと思う。

【B委員】 具体的には 68、69 ページで「6 計画の位置付け」があるから、そこに一文入ってあげればよいのかなということであり、ここで提言に書き足そうという話ではない。

【事務局】 この話を進めるにあたっては、新たな組織をつくって進めてきた。そういう意味では来年 4 月に向けて総合計画がスタートするので、実際にはこういう一元管理の組織を設置する方向で進んでいく。この提言があればもっと後押しもしていただけるということで、進めたいなと思う。

【委員長】 他にはどうか。文言を含めて御提案いただきたい。この検討委員会は今後どうなるのか。進行管理をするための第三者委員会が必要だとしても、それはこの検討委員会の役割ではないと思う。やるならメンバーは同じかもしれないが、形は変えないといけな。計画内容を検討して計画を提言し、市の方で計画を決定した後に新組織と一緒に詰めていく委員会ということだから。おそらく、それは来年度からということになるのか。第三者委員会が必要ですよということは言っておいた方が良く思う。専門の部署と客観的な評価者となる第三者委員会が必要ですよということを。他にいかがか。時間はまだあるから。

【D委員】 計画方針的な話になるかもしれないが、基本的に例えば西地区であったり、ここにある全ての施設を一つの施設で解決する仕組みと、逆に段階的に、地べたは固定せざるを得ないが、その中でどれを入れ込んだら良いかという計画方針が必要になると思う。今はどちらかという、提言の中に、先程もおっしゃられたような、委員としての政策方針をある程度加味しながら、という文言があっても良いかなと思う。最後の「提言の結びとして」というところに思想がこめられていると思うが。

【委員長】 具体的に提言として四角で囲む方がよければ、場所と文言を考える必要がある。「5 シンボル事業」のところで良いか。

【D委員】 全体を読めば書いてあるのだが。

【委員長】 例えば提言として、「計画内容の検討にあたっては、具体的な地域、施設、機能、時間軸を考慮して作成する。」というような感じになるか。

【D委員】 そうである。計画の策定にあたってはという感じである。



【委員長】 それは計画の位置付けの最後、「提言の結びとして」の前の 69 ページ下の空いているところに入れたらどうか。

【B委員】 そうだと思う。ちょうどまい具合にスペースも空いている。

【委員長】 少し違う話だが、シンボル事業を民間に提案してもらおうというのはどうか。委員会でも、もちろん色々考えるが、それはひとつの考えであって、ほかにもいろいろなアイデアがあるだろう。この位複合的な発想は、行政も初めて考えた。当然民間にはもっと良い知恵が沢山あるだろうから、アイデア提案を募集するプロセスがあると良いと思う。西地区の建替えをやるとなると、いつになるか。

【事務局】 2013年に耐用年数がくるから、壊して良いということになる。

【委員長】 壊して良いということとはなくなるわけだから、2013年にはプランがないといけない。

【事務局】 そうである。第1期基本計画スタート早々に動き始めないといけない。

【委員長】 そうすると、PFIや指定管理者を想定した時に統合のプロセスが入るから、統合プロセスに入る段階では大枠だけにして、中身を提案してもらったりやり方と、中身を決めるにあたってのアイデア提案を募集し、決まったらそれに基づいて公募するという二段階がある。後者の場合は、アイデアを提案することのインセンティブが薄くなってしまうので、今藤沢市でもやっているが、良い提案をしたら次の本事業提案の時の総合評価にポイントを持っていける。5点なら5点としてあげると、最初に良い提案をしたら高い点もらえるので、仕事を獲る可能性が高まる。藤沢市は全くのフリーで何でも良いといわれると、逆に何を提案して良いかわからないということがあるが、この位のテーマならものすごく決めやすい。細かく決め過ぎてもないけど、大雑把でもない。この中に反映させる必要はないが、計画の中には進め方も非常に重要であるので、それを入れていく。時間的な余裕がないので。

【事務局】 2013年に建て替えなければいけないということではない。

【委員長】 でもなくなってしまうのだろう。

【事務局】 なくなるわけではなく、処分ができるということになる。逆にそれより前にやってはいけないという解釈もできる。ただ、だいぶ老朽化は進んでいるので、近々に建て替えなければならない。公民館も耐震性能が不足する部分もあり、5年、10年引き伸ばせるというレベルではない。

【委員A】 そうすると、24、25ページの黄色で示されている施設も、黄色ではあるが耐震性能でいうと急がないといけないということも含まれているのか。

【事務局】 西公民館と本町地区の「その他貸館等生涯学習機能」にある「曾屋ふれあい会館」である。この二つが耐震性が不十分であるので、恒久的な補強ではなく、倒壊しない程度に強度を高める補修を行う。

【委員A】 すでに予定されているのか。

【事務局】 今年度に行う。

【委員A】 補強してしまうと変えにくくなることはないか。

【事務局】 だからしっかりとした補強ではなく、耐震性に関して簡易的、価格的に

も応急的なものである。使わなくしてしまえば良いのだろうが、そうはいかない事情があるので。先程の話は、シンボリックな事業ということでそれが成功することによって全体の計画がどうなるかという効果があると思う。きちんと目標を見て、何か具体的な事例がないとなぜこの目標を置いたのかわかりにくいと思うので、これを前例として頑張っていきたいと思う。全体的な計画に対する良い効果としてやっていきたい。

【委員A】 今日の会場である広畑ふれあいプラザは、黄色ではあるが、かなり耐震補強のブレスが沢山入っている。これは相当前にやっているのか。

【事務局】 そうである。秦野市が耐震補強を始めた初期段階で行った。

【B委員】 少し戻るが、委員長がおっしゃった進め方論を議論した方が良いと思う。藤沢市の例が魅力だからといって必ずしも西中学校が適当かどうかかわからないので、そういったことも含めてどういうやり方が良いのかを夏に検討して、理想的にはどうアクションするのかという方が良いし、民間も急にいわれてもわからないので、それをどうやってリリースしていくかということも含めてやらないと良い知恵は出ない。ついついこちら側の都合で考えていくことがないように。

【事務局】 庁内でもじわじわとこの検討をやっていこうかという話が出ている。例えば 24 ページにある南地区の「障害者地域活動支援センターひまわり」があるが、これも赤色なので耐用年数の問題を抱えていて、耐震補強の当初予算を持っていたが、削減しようという話になった。民設民営に移行した方がソフト、機能にしても対象者が多くなるし、目に見える効果も分かって、民間にやっていただけるという約束もできた。実はこういう効果も少しずつ出てきている。提案をしていただければ具体的な話としてお伝えして、動いていけることになるのではないかと考えている。

【E委員】 54 ページの提言で、一元的な施設管理運営を行う組織が必要という話があり、全くそのとおりだと思う。先ほどの再配置の方針で、資産管理の方法と政策の横断的な管理の意味合いもあるという話だったが、こういったきちんとした定量的なデータを市民の方は見たことがないと思うので、定期的いきちんと発表する経緯を踏みながら、常時政策をハコを通じて見直す仕組みをビルトインしておくのが良い。例えば今回タウンミーティングを開催するという話があったが、こういったものをひとつの母体としながら、常時こういった問題を見直していける仕組みを作っていく、あるいは、住民目線で政策を横断的にチェックしていくという方針も重要だ。どこに入れられるかわからないが、一文入れても良い。

【委員長】 他にはいかがか。

【F委員】 次回から方針の先の具体的な計画の中に入れていくので、持ち越したい問題があれば、ここは引き続きあればその都度考えていくということで良いかなと思う。組織の一元化、第三者委員会の進め方のところはそのとおりだなと思った。

【C委員】 内容に関してではなく、形式的な部分になるが、Eメンバーの方のご意見からも、わかりにくいという意見が出ていたと思うが、最初の「提言にあた

り」という部分は良いが、最後の「提言の結びとして」の部分の、例えばPPPとかICTとか横文字やカタカナが多いが、これを例えばPPPのところを公民連携に書き換えてしまうのは適切ではないのだろうか。

【委員長】 用語集を作っても良いのでは。

【事務局】 秦野市の方針にする時には、全体を見直し、説明書きは加えようと思っている。これは委員からの提言なので、ある程度の説明はするにせよ、微に入り細に入りというところまではいいのかなというところまでとどめている。

【F委員】 私が書いた部分だが、国の方で色々と成長戦略の中の動きで、たぶんその人の本だと思うが、地方システムを国が標準型をつくって配る話もあると思うので、秦野市はかなり全国的にも先進的な位置にあるので、そういう動きもマッチして努力したことが活かせるようにしていただければと思う。提言書にも書いたが。

【B委員】 地方でASP（注：前のF委員の発言の「地方システムを国が標準型をつくって配る」を指すもの）をやるというのは理解するけれども、これとどういう関係があるか。

【F委員】 今は市の企画部にシステム担当の方がいて、自分で基本的にはシステムの仕様を管理されている状況であるがゆえに、今はかなり進んだ位置にあると思う。一方、国の方ではASPで標準的なものを作って使わせていくことになる中で、秦野市が今せっかく頑張っているところが不利にならないために、動向に注意した方が良いかなと思った。今の時点でどこが不利になりそうかということは分からないが。例えば韓国の方では国が標準的なシステムを作って配っており、日本でもそれをやったらどうかという議論はあるが、そのとおりになるかはわからない。

【B委員】 本当にそれが理想的なものであれば良いが、問題はどちらかというところ、それをもらったからといって、そのASPを活用するIT専門職がいなければいけないのか。秦野市で抱える行政職、臨時職でとった人が職人芸で担当していく形ではなくやるのかという話である。もうひとつは、ASPの成果の話のとき、市役所に来させるのではなくてという話まで転換するのを、逆にいえば秦野市が先に作りそれを標準にすべきだとか。うちでつくったという話の方が、もし秦野市の職員がやるのであれば、こういうふうにするべきだ、というベースを先に作っても良いと思う。押しつけられてそれに従わなければならないということであれば、本末転倒であると思う。

【委員長】 だいたい論点は出たか。今までに出た点を修正していただき、後はメールでやり取りさせていただきたい。議題2についてはこれでよろしいか。その他について事務局からお願いしたい。

【事務局】 次回は、7月29日（木）午後2時から、宮永岳彦記念美術館ギャラリーで開催する。公設の入浴施設の弘法の里湯も近くにあるが、伊勢原の次の駅、鶴巻温泉駅になる。駅から徒歩1、2分のところであるが、そちらで開催したい。地図等はメールで送らせていただく。その次の第9回は、8月31日（火）午後2時から開催する。場所は未定なので、次回お知らせしたい。先程も言ったが、この後

市役所の市長応接室で提言書の提出をしていただく。よろしくお願ひしたい。

【委員長】 何かスケジュール等で質問はないか。よろしいか。以上で閉会する。

－ 閉会 －

※ 委員名のアルファベットは、発言順に付したものであり、前回以前の会議録との整合はありません。